

地方独立行政法人山口県産業技術センター役員報酬等規程

(制 定) 平成 2 1 年 4 月 1 日

規程第 6 号

(一部改正) 平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

(一部改正) 平成 2 2 年 4 月 1 日

(一部改正) 平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日

(一部改正) 平成 2 3 年 4 月 1 日

(一部改正) 平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日

(一部改正) 平成 2 7 年 4 月 1 日

(一部改正) 平成 2 8 年 3 月 2 5 日

(一部改正) 平成 2 8 年 4 月 1 日

(一部改正) 平成 2 8 年 1 2 月 1 日

(一部改正) 平成 2 9 年 4 月 1 日

(一部改正) 平成 3 0 年 1 2 月 1 日

(一部改正) 平成 3 1 年 4 月 1 日

(一部改正) 令和 6 年 4 月 1 日

(一部改正) 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人山口県産業技術センターの理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第 2 条 常勤役員については、報酬、通勤手当及び期末手当、非常勤役員については、非常勤役員報酬及び通勤に要する費用とする。

(報酬の額)

第 3 条 役員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 月額 790,000 円以内で設立団体の長と協議のうえ理事長が定める額
- (2) 副理事長及び理事 月額 640,000 円以内で設立団体の長と協議のうえ理事長が定める額とする。
- (3) 非常勤理事及び監事 日額 30,000 円とする。

(報酬の支給)

第 4 条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任されたときには、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職したときには、その月まで報酬を支給する。

第5条 前条の規定により報酬を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から土曜日及び日曜日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第6条 前2条に定めるもののほか、役員の報酬の支給方法については、地方独立行政法人山口県産業技術センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、非常勤役員の報酬及び通勤に要する費用は業務終了ごとに、随時これを支給する。

（期末手当）

第7条 役員の期末手当の支給については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。ただし、職員給与規程において準用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号。以下「山口県職員給与条例」という。）第16条の5第2項中「100分の125」とあるのは「1000分の1725」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、理事長が定めるものとする。

2 役員のうち、山口県の職員から、引き続き役員となるために山口県を退職し、かつ、引き続いて役員となった場合の在職期間の取り扱いについては、第1項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるものとする。

（通勤手当等）

第8条 常勤役員には、職員給与規程の適用を受ける職員の例により通勤手当を支給する。

2 非常勤役員の通勤に要する費用の額は、職員の旅費との均衡を考慮して理事長が定めるものとする。

3 非常勤役員の通勤に要する費用の支給方法については、地方独立行政法人山口県産業技術センター職員旅費規程（以下「職員旅費規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

（旅費）

第9条 業務のため旅行する役員に対し支給する旅費の支給については、職員旅費規程の適用を受ける職員の例による。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。